

東海テレビ放送株式会社と愛知教育大学との相互連携に関する協定書

東海テレビ放送株式会社（以下「甲」という。）と愛知教育大学（以下「乙」という。）は、相互の人的・知的資源の交流による連携を図り、社会貢献及び学生の資質向上・テレビ文化の向上促進を目的とした相互連携協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、次世代教育に関する教育研究と社会に開かれた人材養成を推進するために、相互の人的・知的資源の交流を図り、社会貢献に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 前条の規定に基づき実施する事項は、次のとおりである。

- （1）甲・乙相互の地域貢献に関すること
- （2）テレビ文化の向上促進及びテレビ放送への理解促進に関すること
- （3）甲による寄附講座など、学生の資質向上に関すること
- （4）その他 甲及び乙の双方が必要と認めたこと

（連携方法）

第3条 前条各号に掲げる連携事項を実施するために、甲・乙双方の関係者による協議の場を設け、具体的な内容及び必要な連絡調整を行う。

（経 費）

第4条 第2条の連携事項の実施に伴う経費の負担については、甲乙の協議により定める。

2 前項の規定にかかわらず、甲と乙とで締結した委託事業については別に定める。

（期 間）

第5条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれかからの改廃の申し入れがないときは、更に1年更新するものとし、その後も同様とする。

令和元年10月16日

（甲）東海テレビ放送株式会社 代表取締役社長

（乙）愛知教育大学長

小島浩賢

後藤ひとみ